【6-6.人員計画・人件費】

- ①人員計画・人件費の概要
- 2人員計画
- ③人件費

過去の料金改定に織り込んだ人件費に係る効率化の達成状況

- 北海道電力・東北電力・東京電力EP・四国電力によれば、過去の料金改定 (※) で料金原価に織り込んだ人件費の効率化について、当時の原価算定期間における達成状況は、以下のとおり。
 - ※北海道電力・東北電力・四国電力の料金改定は2013年、原価算定期間は2013~15年度。東京電力EPの料金改定は2012年、原価算定期間は2012~14年度。

| | 効率化の織り込み | 達成状況に関する事業者の説明 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道電力 | ・ 申請時点で織り込んだ目標額と査定額をあわせ て、総額▲161億円の効率化額を織り込み。 | 未達 期待運用収益率の引上げ (0%→2.0%) が2013年度の会計年度に間に合わなかったことや、社員年収水準の引下げが2013年度途中からの実施であったことなどにより、3カ年平均で ▲149億円 (12億円の未達) となった。 みお、2014年度: ▲165億円、2015年度: ▲163億円の2カ年については、それぞれ単年度で目標を達成している。 |
| 東北電力 | ・ 人員数の削減分(9億円)を含め、321億円を 削減。 | 未達 「給料手当等の削減」、「福利厚生制度の見直し」は、「賞与の引き下げ」、「健康保険料の事業主負担割合」に関する部分で未達。従業者のモチベーション、採用への影響等様々な要素を勘案した労使交渉の結果として、一部未達。 なお、「役員給与の削減」、「退職金制度の見直し」、「委託検針・集金単価等の削減」等は達成。(人員数の削減含め効率化実績▲263億円) |
| 東京電力EP | ・ 人員削減(210億円)や給与・賞与の削減 (642億円)等により、人件費として1,024億円 の削減を織り込み。 | 達成 1,024億円の削減目標に対し、実績は1,428億円となり、403億円の深掘りを達成。 「人員削減」「給与・賞与の削減」「退職給与制度の見直し」については、計画を上回る削減を達成。その他「福利厚生制度の見直し」等については、計画どおりの削減を実施。 |
| 四国電力 | 採用抑制や年収水準の大幅引き下げ等による 効率化目標(▲97億円)に、出向者人件費 の大幅査定等(▲39億円)を上乗せした合計 (▲136億円)を織り込み。 | 未達 採用抑制、転籍の拡大等により人件費の削減(原価比▲212人)等に取り組んだが、効率化額は▲97億円となり、39億円の未達。主な要因は以下2つ。 ① 年収水準を2013年度から大幅に引き下げしたものの、若手離職者増加・採用応募者数の減少が顕著となったため、前回原価中に水準を一部復元。 ② 出向先人件費は、出向会社の業務運営に支障をきたさない範囲で段階的に出向者数を削減。 かお、足下の2021年度では、前回原価比▲162億円の効率化(▲136億円に対し、▲26億円深掘り)。 |

各事業者の申請概要(人件費)①

● 各事業者における人件費の各費目の申請額は以下のとおり。(次ページに続く)

単位:百万円(※単位未満は四捨五入)

| | | | 北海道 | | | 東北 | | | 東電 | EP | |
|----------|-------|-------------|---------------------|-----------------|--------|----------------|-------------------------------|--------|-------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| | | 申請 | 現行原価 (2013-2015) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2013) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2012-14) | 原価比 | 【参考】 現行原価 (2012-14) 発電部門含む |
| 役員 | 給与 | 243 | 104 | 139 | 265 | 135 | 130 | 122 | - | 122 | 0 |
| 給料 | 手当 | 16,553 | 15,694 | 859 | 32,876 | 33,120 | ▲ 244 | 20,953 | 18,250 | 2,703 | 90,596 |
| 給料 | 手当振替額 | ▲ 87 | ▲ 99 | 12 | ▲ 157 | ▲ 212 | 55 | ▲ 227 | ▲121 | ▲106 | ▲ 609 |
| 退職 | 給与金 | 1,807 | 1,729 | 78 | 5,057 | 6,459 | ▲ 1,402 | 1,393 | 2,450 | ▲ 1,057 | 12,172 |
| 厚生 | 費 | 3,381 | 2,942 | 439 | 6,519 | 6,710 | ▲ 191 | 3,385 | 3,312 | 73 | 16,927 |
| 1 | 法定厚生費 | 2,653 | 2,313 | 340 | 5,023 | 5,167 | ▲ 144 | 2,845 | 2,579 | 266 | 13,181 |
| | 一般厚生費 | 729 | 629 | 100 | 1,496 | 1,543 | ▲ 47 | 540 | 733 | ▲ 193 | 3,746 |
| 委託 | 集金費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,382 | ▲ 1,382 | 0 | 3,365 | ▲ 3,365 | 3,175 |
| 雑給 | | 1,018 | 427 | 591 | 1,323 | 961 | 362 | 440 | 366 | 74 | 1,873 |
| 人件 | 費(合計) | 22,916 | 20,798 | 2,118 (+10%) | 45,882 | 48,554 | ▲ 2,672 (▲ 6%) | 26,066 | 27,622 | ▲ 1,556 (▲ 6%) | 124,134 |

^{※「}申請」は、原価算定期間(2023~25年度)の3ヶ年平均値。

^{※「}現行原価」は、一定の配分比率によって法的分離前の送配電部門の原価を除いたもの。

各事業者の申請概要(人件費)②

単位:百万円(※単位未満は四捨五入)

| | | | | | | | | | | —————————————————————————————————————— | . 日月日(公单位不過は四括丘人) | | | |
|---|-----------|--------------|----------------|----------------|--------|----------------|--------------------|--------|----------------|----------------------------------------|-------------------|----------------|--------------------------------|--|
| | | | 北陸 | | | 中国 | | | 四国 | | | 沖縄 | | |
| | | 申請 | 現行原価 (2008) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2008) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2013) | 原価比 | 申請 | 現行原価 (2008) | 原価比 | |
| 役 | 員給与 | 174 | 201 | ▲ 27 | 175 | 312 | ▲ 137 | 228 | 133 | 96 | 105 | 216 | ▲ 111 | |
| 給 | 料手当 | 16,629 | 17,154 | ▲ 525 | 23,621 | 35,025 | ▲ 11,404 | 15,016 | 16,247 | ▲ 1,231 | 4,782 | 5,960 | ▲ 1,178 | |
| 給 | 料手当振替額 | ▲ 170 | ▲ 96 | ▲ 74 | ▲ 228 | ▲ 538 | 310 | ▲ 168 | ▲ 44 | ▲ 124 | ▲ 46 | ▲ 65 | 19 | |
| 退 | 職給与金 | 1,336 | 2,072 | ▲ 736 | ▲ 37 | 4,347 | ▲ 4,384 | 983 | 1,974 | ▲ 991 | 532 | 1,100 | ▲ 568 | |
| 厚 | 生費 | 3,330 | 2,665 | 665 | 4,792 | 6,234 | ▲ 1,442 | 3,020 | 3,394 | ▲ 374 | 831 | 810 | 21 | |
| | 法定厚生費 | 2,685 | 2,338 | 347 | 3,876 | 4,828 | ▲ 952 | 2,362 | 2,534 | ▲ 172 | 754 | 687 | 67 | |
| | 一般厚生費 | 646 | 327 | 319 | 916 | 1,406 | ▲ 490 | 658 | 861 | ▲ 202 | 77 | 123 | ▲ 46 | |
| 委 | 託集金費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 283 | ▲ 273 | 205 | 104 | 101 | |
| 雑 | 給 | 2,833 | 691 | 2,142 | 800 | 308 | 492 | 461 | 489 | ▲ 28 | 205 | 555 | ▲ 350 | |
| 人 | 件費(合計) | 24,134 | 22,687 | 1,447 (+6%) | 29,124 | 45,689 | ▲ 16,565 (▲36%) | 19,551 | 22,477 | ▲ 2,926 (▲ 13%) | 6,613 | 8,680 | ▲ 2,067 (▲ 24%) | |

^{※「}申請」は、原価算定期間(2023~25年度)の3ヶ年平均値。

^{※「}現行原価」は、一定の配分比率によって法的分離前の送配電部門の原価を除いたもの。

[※]中国の「申請」における退職給与金のマイナス(▲)表示は、過年度の株式市場好転による年金資産運用収益を原価算定期間償却することを織り込んだもの。

役員数·役員給与①(申請概要)

各事業者における役員数・役員給与の申請額は以下のとおり。

| | | | | - | 北海追 | <u> </u> | | | | 東北 | | | | 東軍 | 電EP | | | 北陸 | | |
|---|--------|------------|----|----|-----|----------|------------|----|----|----|----|------------|----|--------------|------------|----|----|----|----|------------|
| | | | 申請 | 原価 | 琲 | 行原 | 価 | 申請 | 原価 | 琲 | 行原 | 価 | 申 | 請原価 | 現行原価 | 申請 | 原価 | 琲 | 行原 | 価 |
| | | | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | 社内 | 社外 (HD) | | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 |
| | | 社内取締役(常勤) | 8 | 0 | 11 | 0 | ▲ 3 | 8 | 0 | 15 | 0 | ▲ 7 | 4 | 0 | | 5 | 0 | 11 | 0 | ▲ 6 |
| | | 社外取締役(非常勤) | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | +4 | 0 | 2 | 前回改定時は | 0 | 4 | 0 | 0 | +4 |
| | 人 数 | 社内監査役(常勤) | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 役員報酬を | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | | 社外監査役(非常勤) | 0 | 4 | 0 | 3 | +1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 原価不算入 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | | 合計 | 10 | 5 | 13 | 4 | ▲ 2 | 9 | 7 | 17 | 3 | ▲ 4 | 6 | 3 | | 7 | 7 | 13 | 3 | 1 2 |
| 1 | . 人当 | 当たり平均(百万円) | 20 | 8 | 18 | 8 | - | 20 | 12 | 18 | 8 | _ | 20 | - (原価不算入) | | 18 | 7 | 32 | 5 | - |

| | | | | 中国 | | | | | 四国 | | | | | 沖縄 | | |
|----|------------|----|----|----|----|------------|----|----|----|----|----------|----|----|----|----|-------------|
| | | 申請 | 原価 | 玗 | 行原 | 西 | 申請 | 原価 | 玗 | 行原 | 西 | 申請 | 原価 | 琲 | 行原 | 西 |
| | | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 | 社内 | 社外 | 社内 | 社外 | 差 |
| | 社内取締役(常勤) | 6 | 0 | 12 | 0 | ▲ 6 | 8 | 0 | 12 | 0 | 4 | 4 | 0 | 13 | 0 | ▲ 9 |
| | 社外取締役(非常勤) | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | +1 |
| 人数 | 社内監査役(常勤) | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| | 社外監査役(非常勤) | 0 | 3 | 0 | 4 | 1 | 0 | 5 | 0 | 3 | +2 | 0 | 1 | 0 | 3 | ▲ 2 |
| | 合計 | 7 | 4 | 15 | 5 | ▲ 9 | 9 | 5 | 14 | 4 | 4 | 5 | 3 | 15 | 4 | ▲ 11 |
| 1人 | 当たり平均(百万円) | 20 | 8 | 43 | 14 | _ | 20 | 9 | 18 | 8 | _ | 20 | 5 | 21 | 5 | _ |

【参考】国家公務員指定職の 年収概算(経済産業省試算)

(単位:万円)

| | 年収概算 |
|------------------------|-------|
| 指定職俸給表8号俸 (事務次官等) | 2,317 |
| 指定職俸給表6号俸 (外局の長官等) | 2,041 |
| 指定職俸給表4号俸 (内部部局の長等) | 1,765 |
| 単純平均 | 2,041 |

[※]監査等委員会設置会社である北海道・東北・中国・四国は、現在、監査等委員である取締役が監査役と同様の職務を担っているため、監査等委員については、社内・社外・常勤・非常 勤の区分に基づき、監査役の欄に整理。

[※]各社の「現行原価」の役員数は法的分離前の送配電分も含む。沖縄は、現在も一体会社であるものの、申請値は送配電分を除いた値。

[※]国家公務員指定職の年収は内閣総理大臣決定による。

[※]国家公務員指定職の年収概算は経済産業省によるものであり、調整額(令和3年12月のボーナス引き下げ額)及び令和4年人事院勧告は考慮していない。

役員数・役員給与② (審査における論点・審査の結果)

【審査における論点】

- 役員数は最大限の効率化努力を前提に、**業務執行上、必要不可欠なものとなっているか**。
- 役員給与について、**料金審査要領などに照らして、適正な水準となっているか**。

- 社内役員(取締役・監査役)について、それぞれの社内取締役に担当部門が割り振られている ことを確認した。また、社内監査役の人数も、必要不可欠な範囲と考えられる。
- 社内役員の給与水準について、7事業者とも、料金審査要領に基づき、国家公務員指定職 (平均)の給与水準となっており、適当である。
- 社外役員(取締役・監査役)を増員している事業者に関し、**コーポレートガバナンスの強化との 関係も踏まえ、役員の担務を個別に確認**した。その結果、コーポレートガバナンス・コード(東証 プライム市場の上場企業に求められている企業統治)への対応として、取締役会の3分の1以上 を社外取締役としているが、社外取締役数の割合が過半数を超えている事業者はいなかった。 また、ほとんどの社外役員は、**取締役会における審議のみならず、指名・報酬委員会の委員など も担務しており、不適切な増員とは言えない**と考えられる。
- 社外役員の給与水準について、東北・四国の1人当たり給与水準が、過去の託送料金や規制 料金の査定水準(1人当たり800万円)よりも高い水準となっているところ、最大限の効率化 努力を求めることとし、過去の査定水準を超える部分は、原価算入を認めない。

従業員1人当たりの年間給与水準① (申請概要: 算定方法)

各事業者における従業員1人当たりの年間給与水準の申請概要は以下のとおり。

(単位:万円)

| | 山洼店海 | 賃金構造 | 3公益 | 益業種平均(| 各事業者補正 | 値) | 地域補正 | 賃上げ反映 |
|------|---------------------|--------|-----|---------------|--------|-----|-------|-----------------------------|
| | 申請原価 | 基本統計調査 | ガス | 水道 | 鉄道 | 平均 | 係数 | 貝上り及吹 |
| 北海道 | 619 | 578.5 | 720 | 584 | 642 | 649 | 1.008 | - |
| 東北 | 626 | 578.5 | 756 | 623 | 678 | 686 | 0.992 | - |
| 東電EP | 744*1 | - | ı | ı | - | ı | - | 3%:2023年度 1%:2024、2025年度 |
| 米电CP | (738) ※2:メルクマール値 | 578.5 | 783 | 644 | 716 | 714 | 1.142 | - |
| 北陸 | 641 | 598.5 | 745 | 575 | 671 | 664 | 0.974 | 1.5%/年度 |
| 中国 | 612 | 578.5 | 772 | 625 | 686 | 694 | 0.962 | - |
| 四国 | 640 | 598.5 | 782 | 607 | 699 | 696 | 0.989 | - |
| 沖縄 | 672 | 578.5 | 809 | 630 | 720 | 720 | 0.985 | 3%/年度 |

※1:東電EPは2021年度の1人当たり給与支給実績(現行水準)に超過労働給与として整理すべき当直手当・特別労働手当・特定勤務手当が含まれており、これらの手当 を除いた場合の1人当たり給与水準は739万円となる。

【算定方法の整理】

賃金構造基本統計調查

①全産業・正社員・1,000人以上の 統計値

- ②3公益業種の平均値
- ・ ガス・水道・鉄道の1,000人以上の統計値
- 各年収単価区分(学歴別の年齢・勤続 年数の年収単価)に該当する各事業者の 従業員数を当てはめて1人当たり平均値を

①・②の単純平均



③地域補正



④賃上げ反映



1人当たり給与水準

従業員1人当たりの年間給与水準② (申請概要:統計の参照年等の差異)

● 料金審査要領などに基づいて算定する従業員1人当たりの年間給与水準について、各事業者によって、以下のとおり、統計値の参照年などの違いがある。(次ページに続く)

く①各事業者における賃金構造基本統計調査(賃構調査)の参照年の違い>

➤ <u>北海道・東北・東電EP・中国・沖縄は令和3年調査</u>、<u>北陸・四国は令和元年調査を参照</u>。北陸・四国によれば、賃構調査を行った厚生労働省の指摘 (※) を踏まえ、新型コロナ禍の影響を受けていない令和元年調査を参照。(※令和2年及び令和3年調査の公表時に、新型コロナ禍の影響で令和元年以前と比べて要件を満たす労働者の割合が減少し、公表値もその影響を受けている可能性があるため、結果の活用にあたって留意が必要である旨を指摘。)

(単位:万円) ガス 水道 鉄道 平均 年度 579 令和3年 賃構調査 令和2年 581 北海道・東北・東京・ (全産業・正社員) 令和元年 599 中国・沖縄の参照値 581 576 674 令和3年 610 北陸・四国の参照値 3公益 578 651 589 令和2年 606 業種平均 631 553 594 593 令和元年

<②3公益業種の平均値の算定に用いる従業員数の集計時点の違い>

- ▶ 各事業者における集計時点は、以下のとおり。
- ✓ 北海道・東北・東電EP:2021年度末の実績値、北陸:2020年6月の実績値、中国・四国:2022年4月1日時点の実績値。
- ✓ 沖縄:2023~25年の労務構成(想定値)を基に算定。

従業員1人当たりの年間給与水準③ (申請概要:地域補正係数・賃上げの取扱い)

<③地域補正係数の算定方法の違い>

料金審査要領においては、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する旨の記載があるところ、各事業者は、以下の地域補正係数を適用。

| | 地域補正係数 | 地域補正係数の算定方法 |
|------|--------|------------------------------------------------------|
| 北海道 | 1.008 | 令和3年消費者物価地域差指数の北海道値 |
| 東電EP | 1.142 | 同社の都道府県別従業員数を、賃構調査2021(10人以上)の都道府県別平均年収の単価に当てはめて加重平均 |
| 東北 | 0.992 | 令和3年消費者物価地域差指数から、各拠点(東北地域及び東京)の同指数を従業員数で加重平均 |
| 北陸 | 0.974 | 人事院「地域別の民間給与との較差(2012年)」を採用し、「中部地域÷全国」で算定 |
| 中国 | 0.962 | 人事院「地域別の民間給与との較差(2012年)」に「令和3年消費者物価地域差指数」の伸び率を反映し算定 |
| 四国 | 0.989 | 令和3年消費者物価地域差指数の四国地方値 |
| 沖縄 | 0.985 | 令和3年消費者物価地域差指数の沖縄地方値 |

<④賃上げの反映の有無>

- ▶ 全産業向けの政府の賃上げ要請を踏まえ、東電EPは「2024年は3%、2025・2026年は1%」、北陸は「1.5%/年」、沖縄は「3%/年」の賃上げを料金原価に織り込み。
- ※岸田内閣総理大臣のコメント概要(2022.7.22 経団連 夏季フォーラム講演)
- ✓ 成長と分配の好循環を実現するための鍵は、持続的な賃上げである。
- ✓ 3%以上の賃上げを実現してもらいたい。
- ✓ 経済界の皆様方には、賃上げは次の成長への投資である、あるいは企業の社会的責任である。こうしたことを改めて御認識いただければと思う。
- ✓ 賃上げ税制、開示ルールの整備など、賃上げしやすい雰囲気を醸成するため、政府としても総合的な取組を進める。
- ✓ 今後も今年以上の持続的な賃上げが求められる。

【参考】消費者庁における主なチェックポイント

消費者庁資料を 事務局で一部加丁

公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての 消費者庁における主なチェックポイント

令和4年8月19日消費者庁

①決定過程の透明性の確保

□ 所管省庁の審議会等における審議過程が公表されているか

②消費者参画の機会の確保

- □ パブリック・コメント等の実施により、利用者等の意見を聴取しているか
- □ 所管省庁の審議会等において、消費者団体等を参画させているか
- □ 認可等の後、改定内容に関して消費者に分かりやすく丁寧な説明に努めることとしているか

③料金の適正性の確保

- □ 法令等に基づいた適切な料金が算出されているか
 - ・能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超 えていないか
 - ・不当な便乗値上げとなっていないか
 - ・料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか
- □ 料金の算定基準等が公表されているか

従業員1人当たりの年間給与水準④(審査の結果①)

- 参照する統計値などの各論点について、以下のとおり整理する。
- なお、地方議員を兼務している従業員について、議員活動分に対する給与については、7事業者ともに原価算入していないことを事務局で確認した。
- ✓ 整理1: 下記①と②の統計値の参照年について、事業者の恣意性を排除する観点から、現時点における最新の2022年賃構 調査(2023年3月17日に厚生労働省より公表)を参照する。
- ✓ 整理2:下記②の3公益業種の平均値の算定に用いる従業員数の集計時点について、事業者の恣意性を排除する観点から、 最新の2022年度末の実績値を用いる。
- ✓ 整理3:下記③の地域補正係数の算定について、料金審査要領では、消費者物価地域差指数・賃構調査・人事院調査 (※) などを参考にすることとなっているが、人事院調査は10年前のもので古く、直近の状況が反映されているとは言えないため、消費者物価指数又は賃構調査を参照することとする。また、賃構調査を用いる場合は、「1,000人以上」の統計値を参照する。
 - ※国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差
- ✓ 整理4:賃上げの反映について、「エスカレーションについては、原則として認めない」という料金審査要領に 従って認めない。(詳細は次ページ参照)

【算定方法の整理】

①全産業・正社員・1,000人以上の統計値

- ②3公益業種の平均値
- ・ ガス・水道・鉄道の1,000人以上の統計値
- 各年収単価区分(学歴別の年齢・勤続年数の年収単価)に該当する各事業者の 従業員数を当てはめて1人当たり平均値を 算出し、3業種を単純平均



1人当たり給与水準

従業員1人当たりの年間給与水準⑤(審査の結果②:賃上げの取扱い)

- 今回の料金改定申請で、一部の事業者は賃上げ(最大3%/年)を織り込んでいるところ、 料金審査要領においては、賃上げは原則として認められない。また、パブリックコメント(国民の声)では人件費の削減を求める声もあり、慎重な審査が必要である。
- 一方で、消費者庁における主なチェックポイントでは、「料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか」が挙げられている。
- こうした中、料金審査要領の原則を尊重しつつ、以下のとおり査定する。
 - ①料金審査要領の原則に基づき、厳格に査定を行うこととして、**人件費のうち賃上げ分の原価 算入を認めない**。
 - ②一方、2023年3月に、厚生労働省から**最新の賃構調査**(2022年)**の統計値**が公表されたことから、当該**最新の統計値に基づく再算定**を行い、原価上の人件費が、**申請額を上回ら**ない範囲で変わることは許容する(これは過去の審査とも整合的である。)。

【試算値:2022年賃金構造基本統計調査値に基づく従業員1人当たりの給与水準(2022年度末人員)】 (単位: 万円)

| | =+答/店 | 全産業・正社員・ | 3公益 | 業種平均(| 各事業者補ጔ | E値) | 地域補正 |
|------|-------|----------|-----|--------------|--------|-----|-----------|
| | 試算値 | 1,000人以上 | ガス | 水道 | 鉄道 | 平均 | ※1 |
| 北海道 | 628 | 595.3 | 775 | 573 | 601 | 650 | 1.008 |
| 東北 | 632×2 | 595.3 | 815 | 605 | 638 | 686 | 0.992 |
| 東電EP | 745 | 595.3 | 852 | 620 | 677 | 716 | 1.135 |
| 北陸 | 624 | 595.3 | 796 | 591 | 615 | 667 | 0.989 |
| 中国 | 635 | 595.3 | 826 | 607 | 640 | 691 | 0.988 |
| 四国 | 637 | 595.3 | 826 | 611 | 642 | 693 | 0.989 |
| 沖縄 | 644 | 595.3 | 860 | 616 | 660 | 712 | 0.985 |

※1:地域補正ついて、東電EPは賃構調査(2022年)を、その他事業者は消費者物価指数(2021年)を用いた数字(詳細は、第41回料金制度専門会合 資料7を参照)。

※2:東北について、機械的に試算すると636万円/人になるものの、人件費の申請額を上回らない範囲で許容することから、632万円/人となる。

従業員1人当たりの超過労働給与

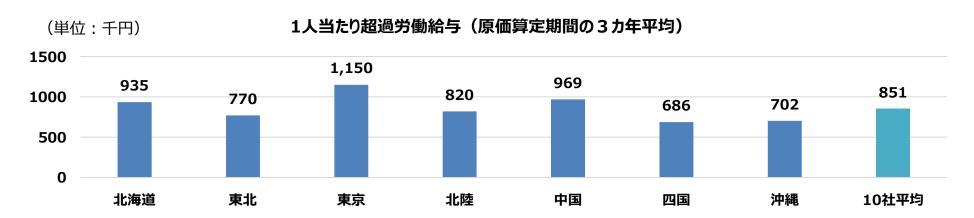
【申請概要】

● 各事業者の従業員1人当たりの超過労働給与は、以下のグラフのとおり。

【審査における論点】

超過労働給与は、事業の性質や景気によって左右され、全産業との比較は適当ではないため、
 他のみなし小売電気事業者と比較して査定することとしてはどうか。また、超過労働給与に含める手当は、どの範囲を対象とするか。

- みなし小売電気事業者10社平均(2021年度)の水準と各事業者の申請額を比べた結果、
 北海道・東電EP・中国が10社平均の水準を上回っており、この超過分は原価算入を認めない。
- 超過労働給与に含める手当は、年間給与水準に含まれない、「時間外手当」、「深夜手当」、「当直手当」、「特別労働手当」、「特定勤務手当」とする。



出向者給与負担①(申請概要)

● 各事業者が料金原価に算入した出向先及び人数は以下のとおり。(次ページに続く)

【北海道電力】24団体・事業者224名

| 140/9/2017 12701件 于来自22710 | |
|----------------------------|----|
| 出向先 | 人数 |
| 北電興業(株) | 2 |
| 北海道パワーエンジニアリング(株) | 41 |
| 北電総合設計(株) | 2 |
| ほくでん情報テクノロジー(株) | 1 |
| ほくでんサービス(株) | 78 |
| ほくでんエコエナジー(株) | 5 |
| 北海道電力ネットワーク(株) | 59 |
| 石炭資源開発(株) | 1 |
| 日本原燃(株) | 5 |
| 環境省 | 1 |
| 原子力発電環境整備機構 | 4 |
| 使用済燃料再処理機構 | 2 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 |
| 森バイナリーパワー合同会社 | 3 |
| 北海道バイオマスエネルギー(株) | 1 |
| (株)ほくでんアソシエ | 6 |
| 石狩LNG桟橋(株) | 1 |
| 関西電力(株) | 1 |
| 四国電力(株) | 2 |
| 日本原子力発電(株) | 3 |
| 一般社団法人電力中央研究所 | 1 |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 |
| 原子カエンジニアリング(株) | 2 |
| (株)グリーンパワーインベストメント | 1 |

【東北電力】26団体・事業者174名

| 出向先 | 人数 |
|---------------------------|----|
| 株式会社BWR運転訓練センター | 1 |
| 株式会社ユアテック | 6 |
| 株式会社東日本テクノサーベイ | 2 |
| 株式会社東北開発コンサルタント | 4 |
| 荒川水力電気株式会社 | 2 |
| 石炭資源開発株式会社 | 2 |
| 通研電気工業株式会社 | 3 |
| 株式会社トインクス | 15 |
| 東北ポートサービス株式会社 | 1 |
| 東北ポール株式会社 | 2 |
| 東北計器工業株式会社 | 3 |
| 東北自然エネルギー株式会社 | 26 |
| 東北電機製造株式会社 | 2 |
| 東北電力エナジートレーディング株式会社 | 20 |
| 東北発電工業株式会社 | 22 |
| 東北緑化環境保全株式会社 | 1 |
| 日本原燃株式会社 | 15 |
| 東北電力ソーラーeチャージ株式会社 | 11 |
| 東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社 | 13 |
| 鳥海南バイオマスパワー株式会社 | 5 |
| 一般財団法人省エネルギーセンター | 2 |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 3 |
| 原子力エネルギー協議会 | 1 |
| 原子力発電環境整備機構 | 7 |
| 使用済燃料再処理機構 | 3 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 2 |

出向者給与負担②(申請概要)

【中国電力】26団体・事業者210名

| 出向先 | 人数 |
|---------------------------------|----|
| 株式会社エネルギアL&Bパートナーズ | 1 |
| 中電プラント株式会社 | 9 |
| 中電環境テクノス株式会社 | 15 |
| 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ | 2 |
| 株式会社エネルギア・ビジネスサービス | 74 |
| 水島エルエヌジー株式会社 | 6 |
| 株式会社パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス | 20 |
| 株式会社アドプレックス | 2 |
| 中国高圧コンクリート工業株式会社 | 1 |
| 瀬戸内共同火力株式会社 | 3 |
| 大崎クールジェン株式会社 | 37 |
| 株式会社エネルギア・スマイル | 6 |
| イームル工業株式会社 | 2 |
| 一般財団法人エネルギー総合工学研究所 | 1 |
| 日本原燃株式会社 | 10 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 |
| 日本エネルギー法研究所 | 1 |
| 一般社団法人日本電気協会 | 2 |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 |
| 株式会社BWR運転訓練センター | 1 |
| 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 | 1 |
| 石炭資源開発株式会社 | 1 |
| 原子力発電環境整備機構 | 4 |
| 一般社団法人原子力安全推進協会 | 4 |
| 世界原子力発電事業者協会東京センター | 3 |
| 使用済燃料再処理機構 | 2 |

【北陸電力】7団体・事業者15名

| 出向先 | 人数 |
|------------------|----|
| 使用済燃料再処理機構 | 2 |
| 石炭資源開発株式会社 | 1 |
| 北電テクノサービス株式会社 | 3 |
| 福井都市ガス株式会社 | 5 |
| 北陸電力ウィズスマイル株式会社 | 2 |
| 一般財団法人省エネルギーセンター | 1 |
| 氷見ふるさとエネルギー株式会社 | 1 |

【四国電力】6団体・事業者43名

| 出向先 | 人数 |
|----------------|----|
| 四電エンジニアリング株式会社 | 17 |
| 四国計測工業株式会社 | 12 |
| 原子力発電環境整備機構 | 3 |
| 日本原燃株式会社 | 8 |
| 石炭資源開発株式会社 | 2 |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 |

【沖縄電力】7団体・事業者12名

| 出向先 | 人数 |
|---------------------------|----|
| 沖電グローバルシステムズ株式会社 | 2 |
| FRT株式会社 | 4 |
| 一般社団法人日本電気協会 | 1 |
| 沖縄電力健康保険組合 | 2 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 |
| 三菱パワー株式会社 | 1 |
| 一般財団法人電力中央研究所 | 1 |

出向者給与負担③(審査における論点・審査の結果)

【審査における論点】

- 各事業者が料金原価に算入した関係団体・企業への出向者の給与負担に関し、出向者の業務が、**電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものであるかどうか**。
- また、他の電力会社や小売電気事業者などとの間で、**自由競争の環境にある発電・小売分野の** 企業への出向となっていないか。

【審査の結果】

● 以下の関係団体・企業への出向者の給与負担は原価算入を認めない。(次ページに続く)

| 申請事業者 | 企業名 | 事業概要 | 出向者の業務 | 查定理由 | 過去の 査定 | グループ |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|------|
| 北海道 | | 地球環境保全、公吉防止、自然環境の保護・整備その他の環境の保全等の環境問題を担当する行政機関 | 脱炭素に向けた取り組みを加速化するための 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用 した各事業に係る支援基準設定、寒冷地の脱 炭素化に向けた取り組み検討業務 | | | |
| 北海道 | | 電気事業、熱供給事業、電気通信事業、ガス 供給事業 等 | 原子力発電所における当直業務 等 | みなし小売電気事業者のため | | |
| 北海道 | 四国電力株式会社 | 電気事業、情報通信事業、エネルギー事業、 建設・エンジニアリング事業、電気機器等の製 造、電気事業に関連する研究開発などの事業 | 原子力発電所における当直業務 等 | みなし小売電気事業者のため | | |
| 北海道 | 北海道パワーエンジニアリング株 式会社 | 火力発電による卸供給、火力・原子力発電設 備の保守 等 | 北海追電力の火力発電設備の正期使宜上事 に関する業務等 | 発電事業届出事業者として届 出をしている事業者のため、発 電事業に従事する者は査定 | 0 | 0 |
| 北海道 | ほくでんエコエナジー株式会社 | 水力発電による卸供給、水力発電設備の保 守、新エネ関連事業 等 | 17K 力 発 等 124届 (1)42 子 * 安 # 四 | 発電事業届出事業者として届 出をしている事業者のため | 0 | 0 |
| 北海道 | | 北海道茅部郡森町における地熱バイナリー発 電事業 | 電気主任技術者としての電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督等、ボイラー・タービン主任技術者としての電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督等、 発電設備の維持および運用、および自治体等との対応業務等 | | | |
| 北海道 | | | 設備の運用管理、保全・改良に関する計画の 立案、実施、評価 等 | | | |
| 北海道 | 石狩LNG桟橋株式会社 | △賃貸する事業 | | ((19/6)) | | 0 |
| 北海道 | | 再生可能エネルギーによる発電を含む発電事 業全般 | 石狩湾洋上風力発電事業に係る開発および建 設業務 | 発電事業を行う事業者のため | | |
| 北海道 | | | 原子力発電所の再稼働に起動準備および運転 再開後の運用等の支援業務 | 他のみなし小売電気事業者 (関西電力)の子会社のため | | |

※「過去の査定」欄の「○」は、過去の料金改定審査で原価算入を認めたもの。「グループ」欄の「○」は、グループ企業に該当するもの。

出向者給与負担④ (審査の結果)

| 申請事業者 | 企業名 | 事業概要 | 出向者の業務 | 查定理由 | 過去の 査定 | グループ |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------|------|
| 東北 | 東北自然エネルギー株式会社 | ・水力発電所の開発・運転・保守・地熱蒸気供給,地熱・水力発電事業・太陽光発電事業 | ・発電設備の工事計画策定・地点開発に係る自治体協議・ 発電設備保守業務,巡視点検,修繕工事・河川法許認 可対応・地熱発電所蒸気基地の運営・発電所運転・業務品質管理等 | 発電事業届出事業者とし て届出をしている事業者の ため | 0 | 0 |
| 東北 | | ・電力・燃料を中心としたエネルギー取引 | ・デリバティブを活用した燃料価格変動リスクへの対応・燃料トレーディングによる需給変動への対応 | 登録小売電気事業者とし て登録された事業者のため | | 0 |
| 東北 | 鳥海南バイオマスパワー株式会 社 | ・バイオマス発電による電気供給事業 | ・外航船の受入・荷役、発電所までのトラック輸送、在庫管理等の管理業務 | 発電事業届出事業者とし て届出をしている事業者の ため | | 0 |
| 東北 | 原子力エネルギー協議会 | ・原子力事業者に対する効果的な安全対策導入への提言 | ・同組織が行う,原子力産業界全体における共通の課題に 取り組み,効果的な安全対策の導入を促す活動等を支援 | 電気事業の遂行に必要不 可欠とは言い難いため。 | | |
| 北陸 | 福井都市ガス株式会社 | ・都市ガス事業 ・小売電気事業の販売代理等 | ・保安関係業務・経営企画、料金企画、電気・ガスのセット販売 | 登録ガス小売事業者として 登録された事業者のため | | 0 |
| 中国 | 株式会社エネルギア・ビジネス サービス | ・中国電力分およびNW分の経理・労務等の間接業務 | ・中国電力分およびNW分の経理・労務等の間接業務の実施 | NW業務従事者については 発電・小売事業の遂行と 密接に関連しているとは言 い難いため。 | | 0 |
| 中国 | 水島エルエヌジー株式会社 | ・液化天然ガス受入基地運営事業、 ガス導管事業 | ・LNG船受入、荷役、貯残管理およびLNG基地設備運用 管理 | 特定ガス導管事業者として、 届出された事業者のため | | 0 |
| 中国 | 瀬戸内共同火力株式会社 | •火力発電事業 | ・火力発電事業の実施 | 発電事業を行う事業者の ため | | 0 |
| 中国 | 日本エネルギー法研究所 | ・エネルギーに関する法的諸問題の調 査研究等 | ・エネルギー関連法の研究業務、大学教授等の専門家により 構成される研究班の幹事業務 | 電気事業の遂行と密接に 関連しているとは言い難い ため。 | | |
| 中国 | 一般財団法人日本エネルギー 経済研究所 | ・国際エネルギー動向・情報についての 収集、整理、分析 わが国のエネル ギー市場、産業の動向分析等 | ・国際エネルギー動向についての情報収集・分析、エネルギー 市場、産業の動向分析等 | 電気事業の遂行と密接に 関連しているとは言い難い ため。 | | |
| 沖縄 | FRT株式会社 | ・データセンター(DC)事業 ・コンタクトセンター事業 | ・電気料金の調定、集金、未収管理業務等 ・ビル設備の計画保守管理(データセンター関連) | DC関連従事者については、 電気事業の遂行と密接に 関連しているとは言い難い ため。 | | 0 |

※「過去の査定」欄の「○」は、過去の料金改定審査で原価算入を認めたもの。「グループ」欄の「○」は、グループ企業に該当するもの。

出向者給与負担⑤(審査の結果:査定後の一覧)

● 各事業者の出向者給与負担の審査結果をまとめると、以下のとおり。(次ページに続く)

【北海道電力】

查定後:15団体·事業者204名、 申請:24団体·事業者224名

| 且之反:15回你 学来6201亿、 个明:21回你 学来6221亿 | | | | | |
|-----------------------------------|----|------------|-----------------------|--|--|
| 出向先 | 人数 | グループ 会社 | 査定 | | |
| 北電興業(株) | 2 | 0 | | | |
| 北海道パワーエンジニアリング(株) | 41 | 0 | × (うち発電事業に従事する3名分) | | |
| 北電総合設計(株) | 2 | \circ | | | |
| ほくでん情報テクノロジー(株) | 1 | 0 | | | |
| ほくでんサービス(株) | 78 | 0 | | | |
| ほくでんエコエナジー(株) | 5 | 0 | × | | |
| 北海道電力ネットワーク(株) | 59 | 0 | %1 | | |
| 石炭資源開発(株) | 1 | | | | |
| 日本原燃(株) | 5 | | | | |
| 環境省 | 1 | | × | | |
| 原子力発電環境整備機構 | 4 | | | | |
| 使用済燃料再処理機構 | 2 | | | | |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構 | 1 | | | | |
| 森バイナリーパワー合同会社 | 3 | | × | | |
| 北海道バイオマスエネルギー(株) | 1 | | × | | |
| (株)ほくでんアソシエ | 6 | 0 | | | |
| 石狩LNG桟橋(株) | 1 | 0 | × | | |
| 関西電力(株) | 1 | | × | | |
| 四国電力(株) | 2 | | × | | |
| 日本原子力発電(株) | 3 | | | | |
| 一般社団法人電力中央研究所 | 1 | | | | |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 | | %2 | | |
| 原子カエンジニアリング(株) | 2 | | × | | |
| (株)グリーンパワーインベストメント | 1 | | × | | |

- ※1:北海道電力ネットワークはネットワーク業務に携わる人員は原価不算入であることを確認済。
- ※2:海外電力調査会は団体費との二重計上になっていないことを確認済。 ※3:「査定」欄で「×」になっている出向先については、原価算入を認めない。

【東北電力】

查定後:22団体·事業者122名、 申請:26団体·事業者174名

| 且足役,22四件、争未日122石、 | 1 40 . 4 | OE111. 2-2 | 末 111/47 |
|-------------------------------|----------|------------|---------------------|
| 出向先 | 人数 | グループ 会社 | 査定 |
| 株式会社BWR運転訓練センター | 1 | | |
| 株式会社ユアテック | 6 | 0 | |
| 株式会社東日本テクノサーベイ | 2 | 0 | |
| 株式会社東北開発コンサルタント | 4 | 0 | |
| 荒川水力電気株式会社 | 2 | 0 | |
| 石炭資源開発株式会社 | 2 | | |
| 通研電気工業株式会社 | 3 | 0 | |
| 株式会社トインクス | 15 | 0 | |
| 東北ポートサービス株式会社 | 1 | 0 | |
| 東北ポール株式会社 | 2 | | |
| 東北計器工業株式会社 | 3 | 0 | |
| 東北自然エネルギー株式会社 | 26 | 0 | × |
| 東北電機製造株式会社 | 2 | 0 | |
| 東北電力エナジートレーディング株式会社 | 20 | 0 | × |
| 東北発電工業株式会社 | 22 | 0 | |
| 東北緑化環境保全株式会社 | 1 | 0 | |
| 日本原燃株式会社 | 15 | | |
| 東北電力ソーラー e チャージ株式会社 | 11 | 0 | |
| 東北電力リニューアブルエナジー・サービス株 式会社 | 13 | 0 | |
| 鳥海南バイオマスパワー株式会社 | 5 | 0 | × |
| 一般財団法人省エネルギーセンター | 2 | | |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 3 | | % 2 |
| 原子カエネルギー協議会 | 1 | | × |
| 原子力発電環境整備機構 | 7 | | |
| 使用済燃料再処理機構 | 3 | | |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技 術総合開発機構 | 2 | | |

出向者給与負担⑥(審査の結果:査定後の一覧)

【中国電力】

查定後:22団体·事業者172名、申請:26団体·事業者210名

| 出向先 | 人数 | グループ 会社 | 査定 |
|-------------------------------------|----|------------|------------------------------|
| 株式会社エネルギアL&Bパートナーズ | 1 | 0 | |
| 中電プラント株式会社 | 9 | 0 | |
| 中電環境テクノス株式会社 | 15 | 0 | |
| 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ | 2 | 0 | |
| 株式会社エネルギア・ビジネスサービス | 74 | 0 | X (うちNW業務に従事する 27名分※1) |
| 水島エルエヌジー株式会社 | 6 | 0 | × |
| 株式会社パワー・エンジニアリング・アンド・ト レーニングサービス | 20 | 0 | |
| 株式会社アドプレックス | 2 | 0 | |
| 中国高圧コンクリート工業株式会社 | 1 | 0 | |
| 瀬戸内共同火力株式会社 | 3 | 0 | × |
| 大崎クールジェン株式会社 | 37 | 0 | |
| 株式会社エネルギア・スマイル | 6 | 0 | |
| イームル工業株式会社 | 2 | 0 | |
| 一般財団法人エネルギー総合工学研究所 | 1 | | |
| 日本原燃株式会社 | 10 | | |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技 術総合開発機構 | 1 | | |
| 日本エネルギー法研究所 | 1 | | × |
| 一般社団法人日本電気協会 | 2 | | |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 | | %2 |
| 株式会社BWR運転訓練センター | 1 | | |
| 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 | 1 | | × |
| 石炭資源開発株式会社 | 1 | | |
| 原子力発電環境整備機構 | 4 | | |
| 一般社団法人原子力安全推進協会 | 4 | | %2 |
| 世界原子力発電事業者協会東京センター | 3 | | % 2 |
| 使用済燃料再処理機構 | 2 | | |

【北陸電力】

査定後:6団体・事業者10名、申請:7団体・事業者15名

| 出向先 | 人数 | グループ 会社 | 査定 |
|------------------|----|------------|----|
| 使用済燃料再処理機構 | 2 | | |
| 石炭資源開発株式会社 | 1 | | |
| 北電テクノサービス株式会社 | 3 | 0 | |
| 福井都市ガス株式会社 | 5 | 0 | × |
| 北陸電カウィズスマイル株式会社 | 2 | 0 | |
| 一般財団法人省エネルギーセンター | 1 | | |
| 氷見ふるさとエネルギー株式会社 | 1 | 0 | |

【四国電力】 查定後·申請:6団体·事業者43名

| 出向先 | 人数 | グループ 会社 | 査定 |
|----------------|----|------------|------------|
| 四電エンジニアリング株式会社 | 17 | 0 | |
| 四国計測工業株式会社 | 12 | 0 | |
| 原子力発電環境整備機構 | 3 | | |
| 日本原燃株式会社 | 8 | | |
| 石炭資源開発株式会社 | 2 | | |
| 一般社団法人海外電力調査会 | 1 | | % 2 |

【沖縄電力】

查定後:7団体·事業者11名、申請:7団体·事業者12名

| 出向先 | 人数 | グループ 会社 | 査定 |
|-------------------------------|----|------------|----------------------------|
| 沖電グローバルシステムズ株式会社 | 2 | 0 | |
| FRT株式会社 | 4 | 0 | X (うちDC事業に従事する 1 名分) |
| 一般社団法人日本電気協会 | 1 | | |
| 沖縄電力健康保険組合 | 2 | | |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業 技術総合開発機構 | 1 | | |
| 三菱パワー株式会社 | 1 | | |
| 一般財団法人電力中央研究所 | 1 | | |

- ※1:エネルギア・ビジネスサービスはネットワーク業務に携わる人員分(かつ電気事業雑収益での戻し入れもない人員分)は原価算入を認めない。
- ※2:海外電力調査会、原子力安全推進協会、世界原子力発電事業者協会は団体費との二重計上になっていないことを確認済。
- ※3:東京電力EPは出向者給与を申請原価に算入していない。※4:「査定」欄で「×」になっている出向先については、原価算入を認めない。

相談役・顧問の秘書の給与

【申請概要】

 東北・沖縄では、「相談役・顧問の秘書」と「役員の秘書」を兼任している者(東北:1名分、 沖縄:2名分)の給与が原価(給料手当)に算入されている。

【審査における論点・審査の結果】

- 料金審査要領では、相談役・顧問に係る費用は原価への算入を認めないこととなっている。
- 「相談役・顧問の秘書」と「役員の秘書」を兼任している場合、それぞれの秘書の勤務状況を精査し、相談役・顧問に係る分と、役員に係る分を分けた上で、相談役・顧問の秘書分は原価算入を認めない。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領(料金審査要領)(抜粋)

第2章「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

- 1. ~4. (略)
- 5. <u>従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの(相談役及び顧問等)に係る費用</u>や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設(社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。)に係る費用<u>については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考</u>慮し、原価への算入を認めない。
- 6. (略)

退職給与金:退職給付水準①(申請概要)

- 料金審査要領では、退職給与金について、人事院及び中央労働委員会の調査における労働者 1,000人以上の企業の平均値を、退職給付水準(1人当たりメルクマール)として算定すること となっている。
- これを踏まえ、各事業者が算定したメルクマール及び原価算入した退職給付水準は以下のとおり。

①各事業者が算定した1人当たりのメルクマール

単位:万円(単位未満は四捨五入)

| | 参照統計 | 合計値 |
|-------|-------------------------------|-------|
| 北海道 | 人事院調査(R3) | 2,409 |
| ・東北・ | 中央労働委員会調査(R3)【定年】 | 2,010 |
| 中国·沖縄 | 平均値(1人当たりのメルクマール) | 2,210 |
| | 人事院調査(H23・H28・R3の平均) | 2,551 |
| 東電EP | 中央労働委員会調査(H25·H27·H29の平均)【定年】 | 2,598 |
| | 平均値(1人当たりのメルクマール) | 2,574 |
| | 人事院調査(R3) | 2,409 |
| 北陸 | 中央労働委員会調査(R3)【42年】 | 2,037 |
| | 平均値(1人当たりのメルクマール) | 2,223 |
| | 人事院調査(R3) | 2,409 |
| 四国 | 中央労働委員会調査(R1)【定年】 | 2,679 |
| | 平均値(1人当たりのメルクマール) | 2,544 |

②各事業者が原価算入した退職給付水準

単位:万円(単位未満は四捨五入)

| | 十位:7513(十位//////////////////////////////////// | | | | | | |
|------|------------------------------------------------|----------|---------|--|--|--|--|
| | 退職一時金 | 確定給付企業年金 | 合計(申請値) | | | | |
| 北海道 | 778 | 1,432 | 2,210 | | | | |
| 東北 | 881 | 1,329 | 2,210 | | | | |
| 東電EP | 1,553 | 989 | 2,542 | | | | |
| 北陸 | 1,131 | 1,092 | 2,223 | | | | |
| 中国 | 1,189 | 1,021 | 2,210 | | | | |
| 四国 | 901 | 1,643 | 2,544 | | | | |
| 沖縄 | 1,053 | 1,154 | 2,207 | | | | |

退職給与金:退職給付水準②(審査における論点・審査の結果)

【審査における論点】

- 退職給与水準(1人当たりメルクマール)を算定する際、各事業者によって、<u>中央労働委員会</u> 調査の参照年・参照データ等が異なっているところ、どのように整理することが適切か。
- また、東京電力EP・四国電力は、中央労働委員会の令和3年調査を外れ値 (※) と考え、令和元年調査を参照しているが妥当か。
- ※ 集計社数が9社と少ないところ、最新の令和3年調査の平均値が、過去5回の調査(平成23年から令和元年)の平均値と 比べて22%減少と大幅に引き下がっているため、これを外れ値と考えている。

【審査の結果】

● 事業者の恣意性を排除する観点から、現時点における最新の調査結果(令和3年調査)の 「定年」の調査値を参照することとする。

退職給与金:年金資産の期待運用収益率

【申請概要・審査における論点】

- 料金原価上の年金資産の期待運用収益率は、中国電力の1.4%を除くと、他の事業者は2.0~3.0%の範囲で設定している。
- 各事業者が設定した期待運用収益率は、他の事業者の期待運用収益率と比較して妥当か。

- 2015年の託送料金の認可申請に係る審査では、当時の中国電力が、期待運用収益率を他の事業者と比較して低い水準の1.3%で設定していたところ、過去の料金改定審査における水準を踏まえ、料金原価上は2.0%で設定することを妥当とし、これらの収益率の差分について原価に反映する査定方針とした。
- 今回の料金改定審査についても、上記と同様の査定を行う。

【各事業者における年金資産の期待運用収益率】

| | 期待運用収益率 |
|------|---------|
| 北海道 | 2.0% |
| 東北 | 3.0% |
| 東電EP | 2.5% |
| 北陸 | 2.0% |
| 中国 | 1.4% |
| 四国 | 2.0% |
| 沖縄 | 2.3% |

法定厚生費① (申請概要)

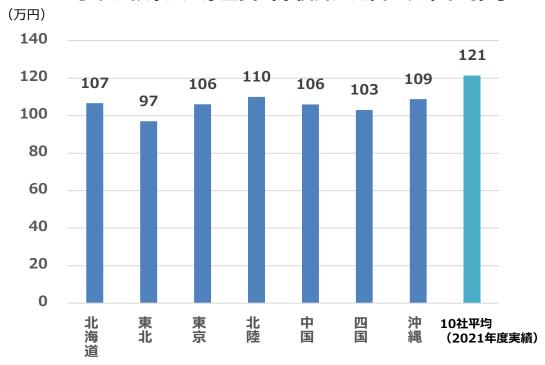
● 各事業者が、料金原価に算入した健康保険料の事業主負担割合及び1人当たり法定厚生費は以下のとおり。

【健康保険料の事業者負担割合】

| | 事業主負担割合 | | | | | |
|-----------|---------|--|--|--|--|--|
| 北海道 | 55.00% | | | | | |
| 東北 | 55.00% | | | | | |
| 東電EP | 50.00% | | | | | |
| 北陸 | 54.91% | | | | | |
| 中国 | 54.94% | | | | | |
| 四国 | 55.00% | | | | | |
| 沖縄 | 58.76% | | | | | |
| 7社平均 | 54.80% | | | | | |
| 単一·連合 | 55% | | | | | |
| 電気・ガス・水道等 | 58% | | | | | |

^{※「}単一・連合」、「電気・ガス・水道等」の値は、健康保険組合連合の 健康保険組合の現勢(令和3年3月現在)より引用。

【1人当たり法定厚生費(原価算定期間3カ年平均)】



[※] 東北電力より、法定厚生費の「労災保険料」の算定に用いる料率の誤りがあり、これによる原価への影響額は▲2,881千円(3カ年平均)との報告があった(1人当たり法定厚生費 に変動は無い)。

[※] 東京電力EPより、法定厚生費の算定における対象人員の算定誤りがあり、これによる原価への影響は▲7百万円(3カ年平均)との報告があった(1人当たり法定厚生費に変動はない)。

法定厚生費② (審査における論点・審査の結果)

【審査における論点】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限は50%であるところ、単一・連合やガス・水道事業等 における健康保険組合の事業主負担割合と比較して妥当か。
- 1人当たり法定厚生費は、他のみなし小売電気事業者と比較して妥当か。

【審査の結果】

- 健康保険法において、健康保険料の事業主負担割合の下限は50%であるところ、過去の料金 審査では、2008年度以降、**毎年度0.35%ずつ低減**していく方針とされた。
- これを参考として、今回の料金改定申請についても、過去に査定した事業主負担割合を適用し、 そこから毎年度0.35%ずつ低減することを求める
 50.69%、2025年度:50.34%)。
- また、1人当たり法定厚生費は、各事業者とも、みなし小売電気事業者の平均以下の水準であることを確認した。

【過去の料金審査における査定方針を基にした試算値】

| 年度末 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 負担割合 | 56.30 | 56.15 | 56.07 | 55.24 | 54.89 | 54.54 | 54.19 | 53.84 | 53.49 | 53.14 | 52.79 |

実績値 ▲0.35%/年

毎年度0.35%ずつ低減

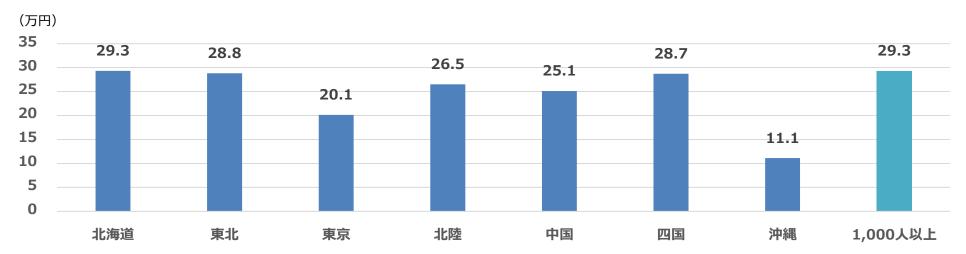
| 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 52.44 | 52.09 | 51.74 | 51.39 | 51.04 | 50.69 | 50.34 | 49.99 |

←2026年度は、法定下限値の50%に到達する

一般厚生費①(申請概要)

● 各事業者が原価算入した1人当たり一般厚生費及び一般厚生費に算入している主なメニューは 以下のとおり。

【1人当たり一般厚生費(原価算定期間3カ年平均)】



※「1,000人以上」は、日本経済団体連合会「第64回福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上の平均値。

【各事業者が一般厚生費に算入している主なメニュー】

| 北海道 | 東北 | 東電EP | 北陸 | 中国 | 四国 | 沖縄 |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| カフェテリアプラン社宅、寮運営費職場コミュニケーション活動費 | 安全管理費カフェテリアプラン文化・スポーツ活動 費助成 | カフェテリアプラン家賃補助制度衛生・安全管理費 | 保険等補助 安全衛生管理費 文化体育費 | イベント支援・クラブ・サークル支援社宅・寮運営費総合相談福利厚生倶楽部 | 住宅生活費カフェテリアプラン安全衛生管理費 | ・ 補償・見舞金・ カフェテリアプラン・ 文化体育活動 |

一般厚生費②(審査における論点・審査の結果)

【審査における論点】

- 1人当たり一般厚生費について、日本経済団体連合会の「福利厚生費調査結果報告」の 1,000人以上の平均値と比較して妥当か。
- 一般厚生費に算入している主なメニューについて、これまでの料金審査で、料金原価への算入を 認めていないメニュー (宿泊施設、シンボリックスポーツ費用、持ち株奨励金等)が盛り込まれて いないか。

- 1人当たり一般厚生費について、1,000人以上の平均値と比較したところ、**北海道を除く6事業者** が当該平均値を下回っており、北海道は当該平均値と同水準となっていた。
- 一般厚生費に算入している主なメニューについて、7事業者とも、これまでの料金審査で料金原価への算入を認めていないメニューを、申請原価に算入していなかった。

委託集金業務に係る費用

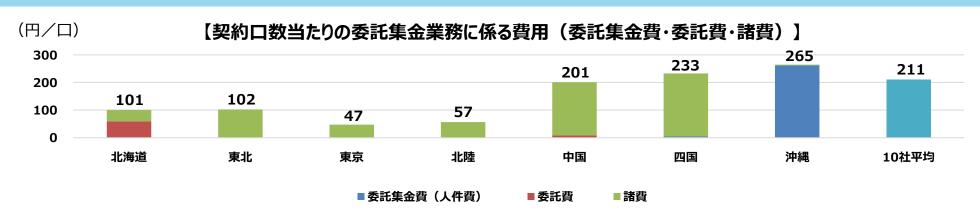
【申請概要】

委託集金費は、四国・沖縄のみが原価算入している。一方、各事業者とも委託集金に該当する業務(集金及び検針結果を需要家にお知らせする業務)を他の費用(委託費・諸費)に算入している。なお、委託検針費は各事業者とも原価に算入していない。

【審査における論点】

- 委託集金費は、他のみなし小売電気事業者の水準と比較して妥当か。
- 各事業者によって、委託集金業務に係る費用の会計整理が異なるが、どのように比較すべきか。

- 委託集金業務に係る費用の横比較を可能にするため、当該業務に係る費用を集計する。
- また、横比較をする際、委託集金業務が契約口毎に発生することを踏まえて、契約口数当たりの 単価(円/ロ)で比較する。
- 横比較の結果、沖縄は委託集金費が、四国は諸費が10社平均を上回っており、当該超過分は原価算入を認めない。

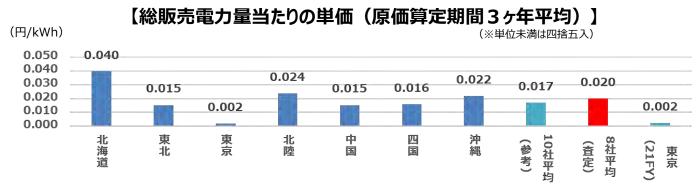


雑給

【審査における論点】

今回の料金改定審査で、人員計画における1人当たりの生産性の比較においては、再雇用者と 無期雇用者も含めて比較した。また、過去の料金改定審査の査定方針では、総販売電力量 当たりの単価で比較している。これを踏まえ、雑給の水準について、どのように比較するのが妥当か。

- 雑給は全ての部門が関連する費用であるため、総販売電力量当たりの単価で比較する。
- **査定の水準とする他社平均**は、発電部門を有さない東電EP・中部を除いた8社平均とする。
- 再雇用者と無期雇用者の給与を「雑給」で会計整理している北陸・沖縄(※東電EPは無期雇用者のみ「雑給」に整理)については、当該給与分を除いた雑給で比較する。
- これらの結果、北海道・北陸・沖縄について、総販売電力量当たりの単価が8社平均の水準を 上回っており、当該超過分は原価算入を認めない。
- また、<u>東電EP</u>は、2021年の10社平均及び自社実績と比較して、申請原価がこれらの水準を 下回ることを個別に確認した。



[※]雑給及び総販売電力量(卸含む)は、原価算定期間(2023~25年度)における3ヶ年平均値。

[※]再雇用者の給与を「雑給」で会計整理している北陸・沖縄(※東電EPは無期雇用者のみ「雑給」に整理)については、当該給与分を除いた雑給の数値で算定。 ※10社及び8社平均値は2021年実績値。